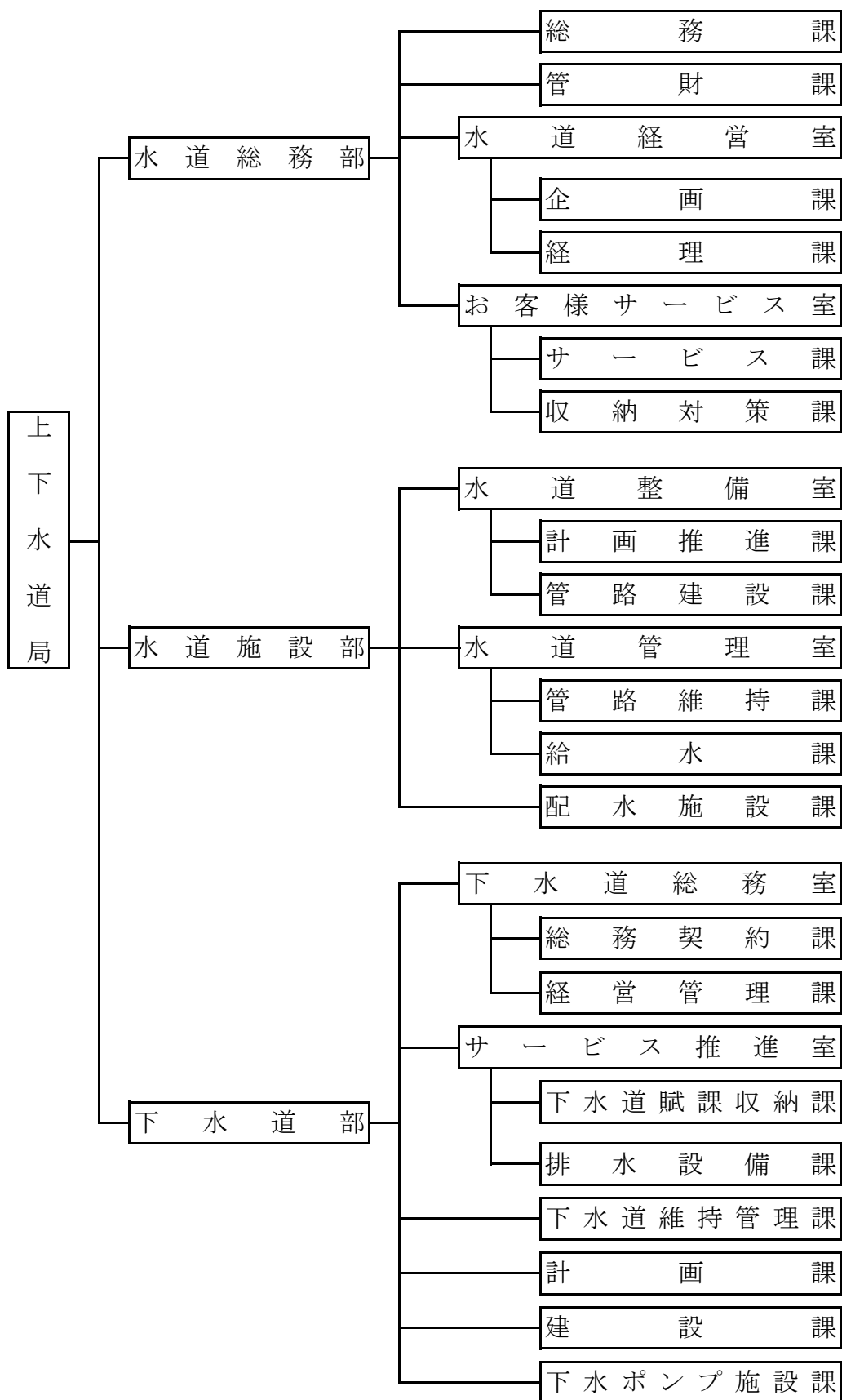


第7章 職制・機構

1. 機構図

(令和8年3月31日現在)



2. 事務分掌

(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設けるものに限って適用する。)

(令和8年3月31日現在)

総務課

- (1) 秘書事務に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 文書及び物品の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印(現金取扱員印を除く。)及び文書の管理に関すること。
- (5) 告示及び公告に関すること。
- (6) 管理規程の制定及び改廃の審査に関すること。
- (7) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立ての総括に関すること。
- (8) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
- (9) 職員の健康管理及び労働安全衛生に関すること。
- (10) 公務災害補償に関すること。
- (11) 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
- (12) 職員の人事記録の管理に関すること。
- (13) 職員の人事評価に関すること。
- (14) 職員の研修及び人材育成に関すること。
- (15) 職員の給与の支給に関すること。
- (16) 退職手当、恩給及び年金の支給に関すること。
- (17) 出張旅費の支給に関すること。
- (18) 所得税及び住民税の源泉徴収及び納付に関すること。
- (19) 職員の厚生福利に関すること。
- (20) 分水契約に関すること。
- (21) 庁内ネットワークに係るOA機器の管理及び運用に関すること。
- (22) 日本水道協会及び大阪広域水道企業団との連絡調整に関すること。
- (23) 他の部、室及び課の主管に属しないこと。

管財課

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 固定資産の取得、管理及び処分並びに貸付けに関すること。

- (3) 不動産及び動産の売買及び賃借並びに資材の購入の契約に関する
こと。
- (4) 工事請負及び業務委託の契約に関すること。
- (5) 物品の購入並びに修繕及び製造の請負の契約に関すること。
- (6) 物品の管理及び処分に関すること。
- (7) 工事検査に関すること。
- (8) 購入物品の検査に関すること。
- (9) 工事用購入資材の検査に関すること。
- (10) 工事の設計及び設計変更の審査に関すること。
- (11) 自動車（原動機付自転車及び自転車を含む。）の集中管理、事故処
理及び損害保険に関すること。
- (12) 建物総合損害共済保険及び賠償責任保険に関すること。
- (13) 東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会及び東大阪市上下水
道局総合評価一般競争入札審査委員会に関すること。

企画課

- (1) 水道事業に係る経営に関すること。
- (2) 水道事業に係る中長期計画の策定及び総合調整に関すること。
- (3) 東大阪市上下水道事業経営審議会に関すること。
- (4) 事業経営に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 水道事業の広域化に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 水道危機管理に関すること。
- (8) 他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (3) 執行計画及び配当に関すること。
- (4) 業務及び計理状況の報告に関すること。
- (5) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (6) 収入及び支出の事務審査に関すること。
- (7) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

- (8) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (9) 固定資産の評価及び減価償却に関すること。
- (10) 消費税の申告及び納付に関すること。
- (11) 現金取扱員印の管理に関すること。

サービス課

- (1) 開閉栓業務に関すること。
- (2) メーターに関すること。
- (3) 水道料金等の調定に関すること。
- (4) 水道料金の調定日計表の取りまとめに関すること。
- (5) 営業関連包括委託業務の指導及び監督に関すること（他の課の所管に係るものを除く。）。
- (6) 他の課の主管に属しないこと。

収納対策課

- (1) 水道料金等業務システムに関すること。
- (2) 水道料金等の収納、還付等に関すること。
- (3) 営業前受金の収納、還付等に関すること。
- (4) 収入日計表に関すること。
- (5) 水道料金の収納事務の委託に関すること。
- (6) 口座振替及び納付制による水道料金の収納、精算に関すること。
- (7) 下水道使用料統一徴収等の預り金及び負担額に関すること。
- (8) 停水処分に関すること。
- (9) 営業関連包括委託業務の指導及び監督に関すること（収納事務に係るものに限る。）。

計画推進課

- (1) 水道施設等の基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 許・認可事業の申請等に関すること。
- (3) 水道施設等の技術的調査及び研究に関すること。
- (4) 水道施設の指針及び基準に関すること。
- (5) 水道管路図面等及び水道管路に付属する情報の整備、更新に関すること。

- (6) 他の課の主管に属しないこと。

管路建設課

- (1) 配水管等の整備工事の設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (2) 配水管等の整備工事に伴う給水の停止、制限等の周知及び濁水処理等に関すること。
- (3) 配水管等の整備工事に伴う他機関への道路占用、使用等の許可申請に関すること。

管路維持課

- (1) 配水管等の維持管理及び維持計画に関すること。
- (2) 配水管等の修繕・改良・移設工事の設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (3) 私有小管等を含む給水装置の修繕または応急処置に関すること。
- (4) 水圧の調整及び水圧測定に関すること。
- (5) 緊急時における給水の停止、制限等の周知及び応急給水に関すること。
- (6) 配水管等の修繕・改良・移設工事に伴う給水の停止及び制限等の周知並びに濁水処理等に関すること。
- (7) 配水管等の修繕・改良・移設工事に伴う他機関への道路占用、使用等の許可申請に関すること。
- (8) 地下埋設協議、調整等に関すること。
- (9) 道路、河川等の占用に係る継続許可申請に関すること。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。

給水課

- (1) 給水装置工事の受付、設計、審査、検査及び精算に関すること。
- (2) 給水装置に係る調査、相談、協議等に関すること。
- (3) 給水装置工事に伴う加入金、手数料、給水装置工事費の収入及び還付手続きに関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (5) 給水装置工事に伴う給水の停止、制限等の周知及び濁水処理等に関すること。

- (6) 給水装置工事等に伴う他機関への道路占用、使用等の許可申請に關すること。
- (7) 貯水槽水道に關すること。
- (8) 給水原簿の管理に關すること。

配水施設課

- (1) 取水、受水、浄水、送水及び配水に至る水運用管理に關すること。
- (2) 浄・配水施設等の整備・改良工事の設計、施行、監督及び精算に關すること。
- (3) 浄・配水施設等の維持管理に關すること。
- (4) 受水契約に關すること。
- (5) 水質検査に關すること。

3. 職員配置表

令和8年3月31日

所 属		事務職員	技術職員	合 計	
				小 計	部 計
水道 総務 部		0	1	1	50
	総 務 課	9	1	10	
	管 財 課	10	1	11	
	水 道 経 営 室	1	0	1	
	企 画 課	4	1	5	
	経 理 課	6	0	6	
	お 客 様 サ ー ビ ス 室	1	0	1	
	サ ー ビ ス 課	6	1	7	
	収 納 対 策 課	6	2	8	
水道 施設 部		0	1	1	77
	水 道 整 備 室	0	1	1	
	計 画 推 進 課	0	8	8	
	管 路 建 設 課	0	19	19	
	水 道 管 理 室	0	1	1	
	管 路 維 持 課	2	16	18	
	給 水 課	2	11	13	
	配 水 施 設 課	1	15	16	
合 計		48	79	127	

※管理者を除く。会計年度任用職員含む。

4. 勤続年数別職員構成

令和8年3月31日

分 区 勤務年数	事務職員	技術職員	合 計	比 率
5年未満	4	14	18	14.2%
5年～10年未満	4	15	19	15.0%
10年～15年未満	8	16	24	18.9%
15年～20年未満	4	12	16	12.6%
20年～25年未満	8	2	10	7.9%
25年～30年未満	9	4	13	10.2%
30年～35年未満	3	2	5	3.9%
35年以上	8	14	22	17.3%
合 計	48	79	127	
平均勤続年数			18.7	

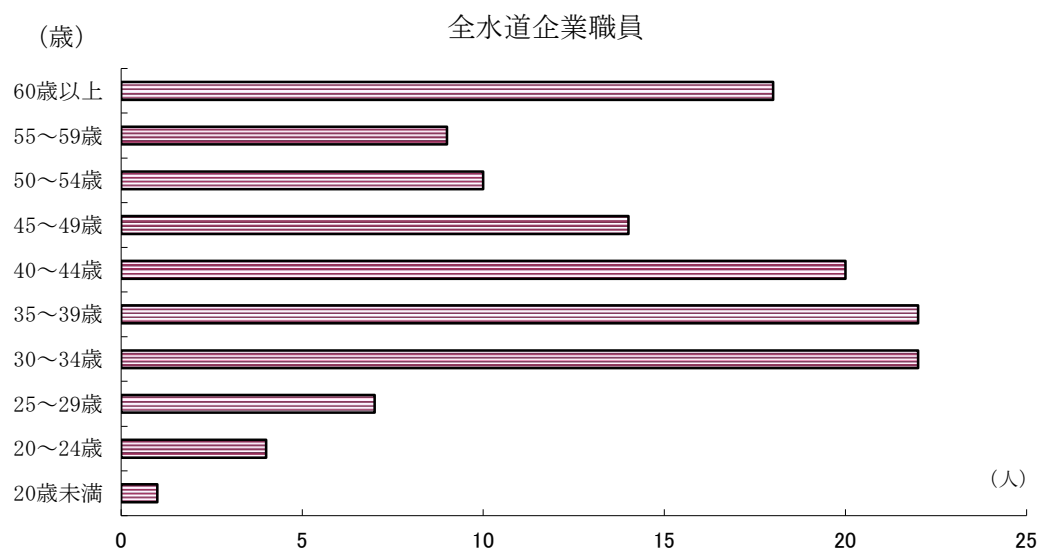
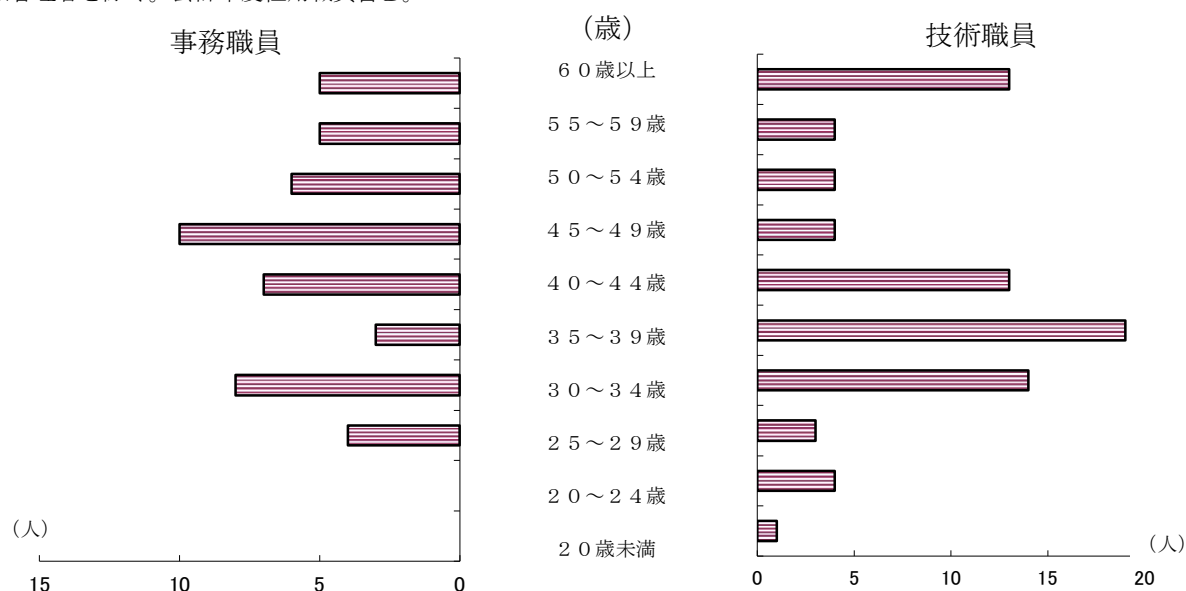
※管理者を除く。会計年度任用職員含む。

5. 年齢別職員構成

令和8年3月31日

区分 年齢	事務職員	技術職員	合 計	比 率
20歳未満	0	1	1	0.8%
20～24歳	0	4	4	3.1%
25～29歳	4	3	7	5.5%
30～34歳	8	14	22	17.3%
35～39歳	3	19	22	17.3%
40～44歳	7	13	20	15.7%
45～49歳	10	4	14	11.0%
50～54歳	6	4	10	7.9%
55～59歳	5	4	9	7.1%
60歳以上	5	13	18	14.2%
合 計	48	79	127	
平均年齢			41.8	

※管理者を除く。会計年度任用職員含む。



第8章 広報

1. 広報活動

名称	実施日	対象	場所	内容	実績
第46回東大阪市民ふれあい祭り	R7. 5. 11	市民等	ふれあい祭り会場	「第46回東大阪市民ふれあい祭り」に参加し、市内にて水道関連事業を行っている大阪広域水道企業団、第一環境株式会社、株式会社ファノバと共に災害時の給水活動や水道事業の理解向上を目的とした給水車によるパレードを実施した。	—
第67回水道週間 (6/1～6/7)	R7. 6. 1	市民等	永和駅前交通広場	駅頭でのイベント実施 ・啓発品の配布（災害用備蓄水・ポケットティッシュ・広報チラシ）	啓発品を1,000セット配布
	R7. 6. 7		フレスポ東大阪	商業施設でのイベント実施 ・啓発品の配布（災害用備蓄水・ポケットティッシュ・広報チラシ） ・パネル及び給水車の展示 ・水処理実験の実施	啓発品を1,500セット配布
	—	—	—	ポスターの配布（市内小中学校、市関係施設）、懸垂幕の掲揚（本庁舎）、電光掲示板への掲示（本庁舎・ヴェルノール布施）、のぼりの設置（水道庁舎）、公用車マグネットステッカーでの広報、ウェブサイトへの掲載、市公式SNSへの掲載、市政だよりへの掲載、市広報番組での放映、花園ラグビー場のライトアップ	—
第49回水の日・水の週間 (8/1～8/7)	R7. 8. 4 ～R7. 8. 7	市民等	本庁舎1階西側	本庁舎でのイベント実施（下水道部と共同） ・パネル及びマンホールの展示 ・モニターで過去広報番組の放映 ・広報紙の配架	—
	—	—	—	ウェブサイトへの掲載、市広報番組での放映、花園ラグビー場のライトアップ	—
ECO東大阪2025	R7. 10. 11	市民等	花園中央公園噴水広場	ECO東大阪2025に出展し、災害用備蓄水の配布や水処理実験を実施した。	啓発品を1,000セット配布

2. 広報紙発行

発行物	配布日	配布先	内容	部数
水さき案内29号	R7. 7. 22	市政情報相談課	水道料金の改定について、水道料金の計算方法、改定日前後の計算方法、東大阪市の蛇口の上流について、広報トピックス	発行部数 500部
水さき案内30号	R8. 1. 20	市政情報相談課	「水の安全・安心・安定」を守る配水場について、水道管の凍結について、水の備蓄について、広報トピックス	発行部数 500部